

訪問看護ステーション こころのかて

重要事項説明書

訪問看護サービスの提供開始にあたり、沖縄県条例の規定に基づき、当事業者が説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1. 事業者概要

事業者（法人）の名称	合同会社 心の糧
所在地	うるま市勝連南風原5 1 6 3－1、1 F
電話番号	0 9 8－9 2 3－1 8 5 4
設立年月日	平成2 5 年1 1 月1 8 日
代表者の氏名	山根 誠

2. 九州厚生局並びに沖縄県知事から指定を受けている事業所

ご利用事業所の名称	訪問看護ステーション こころのかて	
サービスの種類	訪問看護・介護予防訪問看護	
事業所の所在地	沖縄市比屋根6 丁目1 0－1 1 メゾンかりゆし1 0 1 号	
電話番号	0 9 8－9 2 3－1 8 5 4	
指定年月日・事業所番号	平成 26 年 4 月 1 日	県4760490096 厚0490096
管理者の氏名	山 根 美和子	
通常の事業の実施地域	沖縄市・うるま市・北中城村・中城村・宜野湾市・北谷町 嘉手納町	

3. 事業の目的及び運営方針

事業の目的	身体・精神等の障害や疾患で介護を受ける身になってもできる限り、家族や友人の顔が見える住み慣れた家や地域で可能な限り自身が望む生活を継続できるよう、精神的、身体的、社会的支援を提供することを目的とします。
運営の方針	事業の実施にあたっては、利用者の特性を踏まえて可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、医療機関、居宅介護事業所、関係市町村、地域の保健・各福祉機関との密接な連携を図り、心身の機能の維持回復を目指して総合的なサービスの提供に努めるものとします。

4. ご利用事業所の職員体制・提供方法等

●事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりです。

職 種	勤務の形態	人員数	服务内容
管理者	(常勤・兼務)	1 名	管理者兼訪問看護従事者
看護師	(常勤・専従)	3 名	訪問看護従事者
准看護師	(常勤・専従)	1 名	訪問看護従事者

●訪問看護等の提供方法等に関すること

- (1) 訪問看護の開始については、主治医から訪問看護指示書の交付をしていただく必要があります。なお、訪問看護指示書の代金は介護保険、医療保険の負担割合に応じて異なります。(1 割負担の場合 3 0 0 円です。指示書の代金は、指示書発行元の医療機関にてお支払いとなります。)
- (2) 訪問看護のご利用にあたって、介護保険者証または医療保険証を確認させていただきます。(マイナンバーカード、資格確認書による資格確認) 被保険者証に変更が生じた場合は、お知らせ下さい。
- (3) 訪問看護実施者は、利用者様とその家族の希望、心身の状況を踏まえ、主治医から交付された訪問看護指示書、介護支援専門員が作成した居宅サービス計画書に基づき、訪問看護計画書を作成して利用者様に説明し、同意を得たうえで実施します。訪問看護計画書は月に 1 回主治医、介護支援専門員、各関係事業所に提出いたします。(計画書作成については、准看護師は除きます。)
- (4) 訪問看護実施者は、サービス提供ごとに提供日、提供したサービスの具体的な内容、利用者様の心身の状況を記載した訪問看護記録を作成します。
- (5) 訪問看護実施者は、月に 1 回看護報告書を作成し、主治医、介護支援専門員、各関係事業所に提出します。
※利用者様とご家族は、当事業所の営業時間内にご希望があれば、ご本人に関する訪問看護記録を閲覧いただくことができます。
※利用希望者様に主治医が居ない場合は、当事業所で相談に応じます。
- (6) 緊急時の連絡先は、別紙に提示しております。対応する従業員は看護師、准看護師等です。看護師以外の従業員が対応する場合は、看護師の指示のもと適切に行います。

5. 提供するサービスの内容

訪問看護（又は介護予防訪問看護）は、病状が安定期にある利用者について、保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士(以下「訪問看護職員」といいます。)が、そのお宅を訪問して療養上の世話や必要な診療の補助を行うことにより、利用者様の療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を図るサービスです。

●指定訪問看護等の内容は次のとおりです。

- (1) 病状、障害、日常生活の状態や療養環境の観察とアセスメント
- (2) 清潔の保持、食事及び排泄等療養生活の支援
- (3) 褥瘡の予防・処置
- (4) 日常生活、社会生活の自立を図るリハビリテーション
- (5) ターミナル期の看護
- (6) 認知症、精神障害者の看護
- (7) 療養生活や介護方法の相談、指導
- (8) 日常生活用具の選択、使用方法の訓練
- (9) 住宅改修の相談、指導
- (10) カテーテル等の管理
- (11) その他医師の指示による医療処置及び検査等の介助

6. 営業日時

営業日	月曜日から金曜日まで ただし、国民の祝日（振り替え休日を含む）及び年末年始（12月29日から1月3日）は除きます。 ※ <u>台風で市バスの運行が停止した場合は、お休みとなります。</u> （その際病状が急変した場合は救急車の要請をして速やかに病院受診下さい。）
営業時間	午前8時45分から午後5時15分まで
訪問看護 提供時間	午前9時から午後5時まで 定期的なサービスの提供は利用者様と相談の上決定します。ただし緊急的なサービスの提供については、24時間対応可能な体制を整えるものとします。

7. 利用料

基本利用料として健康保険法または老人保健法及び介護保険法に規定する厚生労働大臣が定める額の支払いを利用者様から受けとるものとします。

利用者様は、別紙料金表に定めた訪問看護サービスに対する所定の利用料及び、サービスを提供にする上で別途必要になった費用を支払います。

8. 緊急時の対応の方法

指定訪問看護等の提供中に、利用者様に病状の急変その他、緊急事態が生じたときは速やかに主治の医師に連絡を行う等の措置を行うものとします。また主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な処置を行うものとします。

9. 事故発生時の対応

利用者様に対する指定訪問看護等の提供により重大事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者様のご家族、介護支援専門員（介護予防にあっては地域包括支援センター）等に連絡を行うとともに、必要な措置を行うものとします。また、事故の状況及び事故に際して行った処置等を記録します。

10. 苦情相談窓口

（１）サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

訪問看護ステーション苦情相談窓口担当者：山根 美和子 電話番号：０９８－９２３－１８５４ 面接場所：当事業所の相談室（来所の場合）

（２）サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

・各市町村介護保険苦情・相談窓口 ・沖縄県国保連介護サービス苦情処理相談窓口 電話番号：０９８－８６０－９０２６
--

各市町村介護保険苦情・相談窓口一覧表（問い合わせ番号）

沖縄市健康福祉部 高齢福祉課	０９８－９３９－１２１２（３１４７）
うるま市福祉部 介護長寿課	０９８－９７３－３２０８
北中城村福祉課	０９８－９３５－５９２２
中城村福祉課	０９８－８９５－２１３１
宜野湾市福祉保健部	０９８－８９３－４４０３
北谷町福祉課	０９８－９３６－１２３４
嘉手納町福祉課	０９８－９５６－０８４９

1 1. 虐待防止のための措置

(1) 事業所は利用者様とそこそご家族の尊厳を守るという基本的な考えのもと、虐待を決して行いません。身体拘束もやむを得ない場合を除き原則として行いません。事業所は利用者様とそこそご家族の人格を尊重する視点に立ってサービスに努め、また虐待の防止に必要な措置を講じるとともに、虐待を受けている恐れがある場合は直ちに防止策を講じ管轄する自治体へ報告いたします。また虐待防止のための指針を整備し、利用者様とそこそご家族の権利擁護、サービス適正化に向けた定期的な職員研修、委員会を設置し会議を実施します。

(2) 事業所は前項の措置を適切に実施するために虐待防止担当者を配置します。

担当：(管理者) 山根 美和子

(3) 事業所が身体拘束を緊急的にやむを得ず実施する場合は次の3つの要件を満たした時とし、実施した場合は速やかに身体拘束を解除できるように努めるとともに適切に記録します。

①切迫性：利用者様の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高い。

②非代替性：身体拘束以外の対応方法がない。

③一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものである。

(4) 虐待通報窓口

【精神疾患をお持ちの方】

◇沖縄県：保健医療介護部 地域保健課 精神保健班 虐待通報窓口

0 8 9 - 8 9 4 - 2 1 2 0

◇お住いの各市町村 障害福祉課等

【介護保険対象の方】

◇お住いの各市町村 介護保険課、若しくは最寄りの包括支援センター等

【小児の方】

◇沖縄県：おきなわ子ども虐待ホットライン

0 9 8 - 8 8 6 - 2 9 0 0

◇お住いの各市町村 子ども家庭課、子育て支援センター等

1 2. ハラスメント対策について

訪問看護サービス提供中に利用者様やそのご家族が暴力、ハラスメント行為（叩く、蹴る、怒鳴る、威嚇する、体を押さえつける、むやみに触る、性的言動等）を行った場合はサービスを中止し、状況の改善や理解が得られなかった場合は契約を解除することがあります。

1 3. その他運営に関する重要事項

- （1）事業所は社会的使命を十分認識し従事者の質的向上を図るための研修の機会を設け業務体制を整備します。
- （2）従事者は、業務上知り得た利用者様とご家族の秘密を保持するため漏らすことないよう、必要な措置を行います。
- （3）訪問看護事業者は常に身分証を携帯し、利用者様、ご家族から身分証の提示を求められたときは提示いたします。
- （4）サービス提供時の事故、トラブルの発生を避けるため、金品、鍵、通帳等の預かり等は行っておりませんのでご了承下さい。また、買い物・支払代行や病院付き添い等は行っておりません。
- （5）訪問看護従事者の清潔保持、健康状態について必要な管理を行います。また取り扱う物品、設備の衛生管理にも努めます。
- （6）事業所は訪問看護に関する記録を整備し、訪問看護完結の日から2年間保管するものとします。
- （7）この規定に定める事項の他、運営に関する重要事項は、合同会社心の糧と訪問看護ステーションこころのかて管理者との協議に基づいて、定めるものとします。